

京 都 大 学 医 学 部	規 程 新 旧 対 照 表
改 正 前	改 正 後
(前 略) 第24条 4年以上在学して、コース区分（先端リハビリテーション科学コースにおいては、講座区分）に応じ次に掲げる単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。 先端看護科学コース 153単位 先端リハビリテーション科学コース（理学療法学講座） 145単位 先端リハビリテーション科学コース（作業療法学講座） 148単位 総合医療科学コース 145単位 2 前項の規定にかかわらず、 <u>第3年次に入学した者については、2年以上在学して、第2年次に入学した者については、3年以上在学して、学部の定めるところにより、所定の単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</u> (中 略) 第26条 在学期間は、医学科にあつては10年（同一年次においては、3年）、人間健康科学科にあつては8年を超えることができない。 2 前項の規定にかかわらず、人間健康科学科の <u>第3年次に入学した者の在学期間は、4年を、同学科の第2年次に入学した者の在学期間は、6年を超えることができない。</u> (後 略)	第24条 (同 左) 2 前項の規定にかかわらず、第2年次に入学した者については、3年以上在学して、学部の定めるところにより、所定の単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。 第26条 (同 左) 2 前項の規定にかかわらず、人間健康科学科の第2年次に入学した者の在学期間は、6年を超えることができない。
附 則	
<p>1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 2 この規程の施行の日前に第3年次に入学した者については、なお従前の例による。</p>	